

法学研究科

研究指導の流れ

博士前期課程における、修士学位取得までの研究指導の流れは、以下のとおりです。

年次	時期	内容
1年次	4月	指導教員によるガイダンスを受け、修士論文指導願、履修登録届を提出する。
	5月～1月	研究指導科目(合同論文指導 I・II)において指導をうけるとともに、個別の研究テーマに基づく研究の進捗状況について報告し、指導教員の確認をうける。
2年次	4月	指導教員によるガイダンスを受け、修士論文指導願、履修登録届を提出する。
	5月～1月	研究指導科目(合同論文指導 III・IV)において指導をうけるとともに、個別の研究テーマに基づく研究の進捗状況について報告し、指導教員の確認をうける。
	6月	修士論文中間報告の日程が発表される。
	9月	指導教員の指導のもと、中間報告用資料を提出する。
	10月～11月	修士論文中間報告を実施する。論文題目決定届を提出する。
	1月～2月 (7月～8月)	学位論文の提出。 審査委員による口頭試問を含む最終試験を実施する。その結果に基づき研究科委員会が合否を決定する。
	3月 (9月)	学位の授与。

法学研究科

研究指導の流れ

博士後期課程における、修士学位取得までの研究指導の流れは、以下のとおりです。

年次	時期	内容
1年次	4月	指導教員によるガイダンスを受け、博士論文研究計画書、履修登録届を提出する。
	5月～1月	研究指導科目(合同論文指導 V・VI)において指導をうけるとともに、個別の研究テーマに基づく研究の進捗状況について報告し、指導教員の確認をうける。
2年次	4月	指導教員によるガイダンスを受け、博士論文研究計画書、履修登録届を提出する。
	5月～1月	研究指導科目(合同論文指導 VII・VIII)において指導をうけるとともに、個別の研究テーマに基づく研究の進捗状況について報告し、指導教員の確認をうける。
3年次	4月	指導教員によるガイダンスを受け、博士論文研究計画書、履修登録届を提出する。
	5月～1月	研究指導科目(合同論文指導 IX・X)において指導をうけるとともに、個別の研究テーマに基づく研究の進捗状況について報告し、指導教員の確認をうける。
	11月(4月)	論文審査願の提出。
	12月(5月)	学位論文の提出。予備審査を実施する。
	1月(6月)	学位申請に必要な書類の提出。公開説明会を実施する。
	2月(7月)	審査委員会の開催、審査報告及び最終審査の結果に基づく学位授与の可否内定。 研究科委員会による学位授与の可否決定。
	3月(9月)	学位の授与。

関東学院大学大学院法学研究科博士・修士論文審査基準

および修士論文中間報告評価項目に関する規程

(2014年12月11日制定)

(目的)

第1条 本規程は、関東学院大学学位規則に基づき、大学院法学研究科における学位授与方針をより明確にするため、論文審査基準および評価項目を定めるとともに、実施に関して必要な事項を定める。

(博士論文審査基準)

第2条 本規程は、別表1において、博士論文審査基準を定め、学位申請論文の審査を行うものとする。

(修士論文審査基準)

第3条 本規程は、別表2において、修士論文審査基準を定め、学位申請論文の審査を行うものとする。

(修士論文中間報告評価項目)

第4条 本規程は、別表3において、修士論文中間報告評価項目を定め、中間報告に関する評価を行うものとする。

(審査結果の報告)

第5条 論文審査委員会は、博士論文審査基準、修士論文審査基準および修士論文中間報告評価項目に掲げる各項目を評価し、必要事項を記載したうえ、所定の期日までに研究科委員会に報告するものとする。

(他の審査規定・手続との関係)

第6条 博士論文審査基準、修士論文審査基準および修士論文中間報告評価項目のほか、論文審査に関する規定または手続がある場合には、本規程を優先して適用する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、法学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2015年4月1日より施行する。

2 この規程は、2015年4月1日以降に行われる学位申請論文の審査および修士論文中間報告に適用する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

別表 1

法学研究科博士論文審査基準

	評 価 項 目
1	研究目的（問題関心）は明確であるか
2	研究目的、研究対象と研究方法が適切に関連しているか
3	研究内容は明瞭であり、独創性がみられるか
4	研究対象の学問的意義を明確かつ適切に理解しているか
5	研究の位置づけと研究の貢献内容を明確に理解しかつ適切に示しているか
6	法律の解釈と適用の分析を適切に行っているか
7	判例や先行研究、学説を的確に踏まえているか
8	使用されている概念・用語は適切であるか
9	文献の参照範囲は適切かどうか
10	論理や主張の展開には体系性、一貫性並びに明晰性があるか
11	考察及び結論は説得的であるか
12	図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っているか
13	図表は本文の説明と適合しているか
14	要旨の内容は適切であるか
15	研究倫理上の問題はないか

別表 2

法学研究科修士論文審査基準

	評 価 項 目
1	研究目的（問題関心）は明確であるか
2	研究主題と研究方法および内容が適切に関連しているか
3	研究分野の法律（政治経済）に関する知識は十分であるか
4	法律の解釈と適用の分析を適切に行っているか
5	判例や先行研究、学説を的確に踏まえているか
6	使用されている概念・用語は適切であるか
7	章立て等論文の体裁は整っているか
8	論理の展開には一貫性があるか
9	考察及び結論は説得的であるか
10	図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っているか
11	図表は本文の説明と適合しているか
12	要旨の内容は適切であるか
13	研究倫理上の問題はないか

別表 3

法学研究科修士論文中間報告評価項目

	評 価 項 目
1	研究目的（問題関心）は明確であるか
2	研究主題と研究方法および内容が適切に連関しているか
3	研究分野の法律（政治経済）に関する知識は十分であるか
4	法律の解釈と適用の分析を適切に行っているか
5	判例や先行研究、学説を的確に踏まえているか
6	使用されている概念・用語は適切であるか
7	章立て等論文の体裁は整っているか
8	論理の展開には一貫性があるか
9	考察及び結論は説得的であるか
10	図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っているか
11	図表は本文の説明と適合しているか
12	要旨の内容は適切であるか
13	研究倫理上の問題はないか